

URP「先端的都市研究」シリーズ2

居住福祉を切り拓く居住支援の実践

日本居住福祉学会・大阪市立大学都市研究プラザ共編

大阪市立大学都市研究プラザ

URP「先端的都市研究」シリーズ2

居住福祉を切り拓く居住支援の実践

日本居住福祉学会・大阪市立大学都市研究プラザ共編

第1章 居住支援アプローチと居住福祉の実践	全 泓奎	3
第2章 本人を主体とした居住支援 —岡山における入居支援活動—	野村 恭代	8
第3章 愛知共同住宅協会の無料電話相談「ヘルプライン」を通じた居住支援事業	岡本 祥浩	12
第4章 「不安定居住者」に対する居住保障の模索 —台北市を事例に—	中山 徹	18
第5章 居住福祉産業の思想と可能性	神野 武美	22
第6章 障がいのある人への居住支援	小板橋 恵美子	27
第7章 城中村問題からみる中国の居住貧困問題と社会的排除	閻 和平	32
第8章 単身高齢・居住困窮者への居住支援	小林 真	37
第9章 千里ニュータウンは誰もが安心して暮らし続けることのできるまちなのか	石川 久仁子	41
第10章 香港における都市問題の現状と居住福祉の役割に関する一考察 —マルクス経済学のアプローチからみて—	コルナトウスキ ヒエラルド	50
第11章 ホームレス支援における届出なしのケア付支援住宅の現状	水内 俊雄	56
第12章 日韓の社会的企業が取り組む居住福祉問題	水野 有香	69
第13章 団塊の世代を中心とした高齢期の居住に関する意識	黒木 宏一	74
【著者紹介】	80	

2015年3月刊行

第11章 ホームレス支援における届出なしの ケア付支援住宅の現状

水内 俊雄

◆脱ホームレス支援におけるケア付支援住宅事業の位置付け

ホームレス支援の根幹は、中間ハウジングの提供とそこで行われるケアの提供にある。ここでは、中間ハウジングの一つとなっているケア付支援住宅(NPO ホームレス支援全国ネットワークで使用する呼称である)の役割、機能とその課題について述べることにする。

① 中間ハウジングはすでに述べたとおり、ホームレス自立支援センター、シェルター、無料低額宿泊所、生活保護施設、ケア付支援住宅などから構成されている。ホームレス自立支援法でカバーされている自立支援センターとシェルターは、大都市のみで運用されており、生活保護施設はほとんどホームレス支援には使えない状況のもとで、大都市以外の大都市圏、地方の諸都市においては、生活保護費を利用した無料低額宿泊所、あるいはケア付支援住宅のみが存在していた。リーマンブラザーズショック以降、絆再生基金の利用により、ようやく緊急一時宿泊事業として、大都市以外でもシェルター事業が始まった。

② 確認すべきことは、日本の脱ホームレス支援において、大都市では、生活保護法とホームレス自立支援法に基づくダブルトラックで、利用者は、あるいは福祉事務所は選択肢を少なくとも二つ有していたことになる。しかしその他のエリアにおいては、脱ホームレスで用いることのできる制度は、基本的には生活保護法しかなかった、シングルトラックであったという現実があった。

その他のエリアでも形式的にダブルトラック化してきた最新状況は絆再生基金の利用により、上述のように新たな展開を見せたが、詳しくは後述するとし、さらにこのシングルトラックにおいても、無料低額宿泊所が多用されているが、次のような問題を抱えているのである。

③ この宿泊所制度は、もともと脱ホームレス状況の今日の状況を見越してつくられたものではない、戦後の混乱期の中間ハウジング制度で自治体が運営することを想定したものであった。宿泊所の定義からすれば、ケアはほとんど必要なく、利用者が自腹で、あるいは自治体直営でシェルターのようにして無料

で利用できるものであった。いわゆる「宿所の提供のみ」、「宿所と食事の提供」という事例である。この制度の今日的リバイバルを行ったのが、首都圏のNPOであったわけで、2000年前後に急速にこの制度が再利用されるようになったのである。そしてその利用費は生活保護の住宅扶助を使い、脱ホームレスにはどうしても必要とする退所に至るまでのケア費用が、食費とともに付加されることになったのである。「宿所と食事に加え入所者への相談対応や就労指導」という形態である。

④ ほぼ同等のサービスを行いながら何らかの理由において無料低額宿泊所の届出を行わず、ケア付支援住宅として行っている事例も多々ある。実態として「宿所と食事に加え入所者への相談対応や就労指導」を行っているケースも多いが、生活保護法とホームレス自立支援法のダブルトラックを有していなかった、シングルトラックしかないエリアにおいて、宿泊所とならんで利用される貴重なハウジング資源として位置付けられる。実態として無料低額宿泊所は首都圏や愛知県などを中心に展開されており、その他の多くの地方エリアでは事実上、ホームレス支援に使えるハウジング資源は、ケア付支援住宅しかないのである。

⑤ その分布については、一度しか行われていないしかも古いデータであるが、厚労省の2003年調査が参考になる。ここでは宿泊所が都道府県への届出が必要ということに対比させて、届出をしないケースに「法定外」とネーミングしている。いわゆる社会福祉法の第2種社会福祉施設(宿泊所も含む)ではないという意味も込められているようであるが、ここでいうケア付支援住宅に近いと思われる。その都道府県別の分布が明らかにされている。

⑥ スライド1であるが、宿泊所については、特に首都圏や愛知県、そして関西圏といった大都市圏への集中が見て取れよう。一方ここでいうところのケア付支援住宅(「法定外」)については、一部の府県を除き全国に存在している状況である。量的には、このケア付支援住宅が12,587定員分、宿泊所が14,089定員分、そしてシェルターも含めたホームレス自立支援施設で、3,964定員分となっている。宿泊所と並んで有力な脱ホームレスの中間ハウジングとなっていることが分かる。

⑦ ただしこの調査は、都道府県からの厚労省からの依頼で上がってきたものであり、非回答の自治体などもあったろうし、また「法定外」のケア付支援住宅の、ケア付きの判断は各自治体の裁量に任せたこともある。その実態は、福祉事務所の窓口において生活保護を適用して脱ホームレスをした事例で、使った

中間ハウジングで、宿泊所ではないケースがケア付支援住宅になったのが大部分であつたろうと推測される。福祉事務所がこうした住宅を使うときに、もちろん支援団体からの窓口への付添申請もあつたであろうし、支援団体がいない場合には福祉事務所の窓口の裁量で行つた場合もあろう。その中間ハウジングがケア付きかどうかの中身のことは分らない調査であるという限界は有している。しかしながらこのボリューム感と都道府県別分布の知見は重要なものである。

◆ケア付支援住宅と無料低額宿泊所の関係

素朴な疑問として、ではいったいこのケア付支援住宅の支援の実態とはどのようなものなのか、宿泊所と比較してどのような特徴を有するのか、制度的に単に賃貸アパートであるにもかかわらず、家賃に加えて食費やケア対価を必要とする背景は何なのか、残念ながらそうした疑問に答える個別の調査や全国的な調査は皆無に近いという状況にある。

幸いなことに、2010年、2012年に行つたNPOホームレス支援全国ネットワークの調査において、宿泊所とケア付支援住宅を運営する団体が、「入居者調査」を行つていた。今回、宿泊所とケア付支援住宅を分けることによって、上記の疑問に若干応えることができたので、その知見を紹介したい。なお2012年調査は、全国で両者あわせて557事例を母数として調査を行つている。また2010年調査で対象となつた事例で、2012年調査でも引き続き調査対象としたいいわゆるパネル調査においては、母数は1,132事例となっている。なお2012年調査とこのパネル調査の母集団は別である。

スライド2では、まず年齢区分別に見ると、2012年調査では、ケア付支援住宅においては、宿泊所よりも若い年代層がより多く利用している実態が見取れる。精神、知的、身体の障がいの疑いも含めた率において、「無し」の回答がいずれの場合においても宿泊所の方がかなり高くなっており、ケア付支援住宅において、障がいや疑いを有する、あるいはその疑いのある人の率がかなり高くなっていることが分かる。精神においては、23.4%、知的では27.4%、身体においては13.7%となつており、宿泊所のそれぞれ、11.5%、6.0%、7.3%より著しく高くなっている。ただこの障がいの率については、スライド3のようにパネル調査では、ケア付支援住宅の方がやや高いが、無しの率はかなり上がつており、

傾向として、ケア付支援住宅の方にやや障がいをもつた、あるいは疑いのある事例が多く見られる、という指摘にとどめておく。

アディクション関係については、スライド4を見ると、無しの比率がケア付支援住宅では64.3%であるのに比し、宿泊所では85.6%と大きな差があり、アルコールでは19.6%、7.7%、ギャンブルについては、24.4%、5.6%、薬物を除き、特にギャンブル依存の事例をより多く抱えている実態が分かる。この傾向は、以下表のパネル調査でもケア付支援住宅の方が、アディクションをもつ人の比率が高く出ており、一般的な傾向として指摘できるのではなからうか。

スライド5では、ファーストコンタクトの実態が明らかになっているが、ケア付支援住宅において、利用者が野宿経験者であつた率は48.3%、宿泊所は50.0%とほとんど変わらない。中間ハウジング運営団体による直接のアウトリーチによるファーストコンタクト率は、ケア付支援住宅で24.7%、宿泊所で22.7%とほとんど差はない。しかし、福祉事務所からのリファーが、前者で38.3%、後者が60.7%と大きく差が出ており、ケア付支援住宅ではその他リファーが23.0%、宿泊所では6.2%となつており、矯正施設や医療施設、他支援団体からの出口を求めている依頼の多いことが特色となっている。

スライド6でも示しているが、ケア数については、若干宿泊所の方が多めになっており11.5ケアで、ケア付支援住宅は6.7ケアとなっている。連動して入居期間においてもやや宿泊所の方がかなり長期になっている傾向が見られる。1年以上の入所期間の事例の率は、ケア付支援住宅において19.5%にあるのに対して、宿泊所では42.3%にもなっている。平均入所期間はケア付支援住宅で15.2ヵ月、宿泊所で26.6ヵ月となっている。

スライド7では、就労実態についての知見が得られる。パネル調査では、2012年3月31日時点で、就労している率が20.7%と宿泊所の22.4%とそれほど変わらないが、就労者の就労継続期間の長さについては、宿泊所の方がかなり長くなっている。ケア付支援住宅において1年以上の就労継続事例は33.3%に比し、宿泊所では56.1%にのぼっている。また非就労の率は、ケア付支援住宅で76.4%、宿泊所で68.4%と、やや前者が高くなっている。ケア付支援住宅の方に就労困難な人の率が高いことが指摘できよう。

簡単にまとめれば、宿泊所と同等の機能を果たしながら、年齢的には宿泊所より若い世代も多く見られ、利用期間は長短いろいろであるが、1年以上の入所期間が平均となり、障がいやアディクションの率が高く、福祉事務所の他に

- 17 矯正施設や医療施設、他団体からの依頼があり、就労状況に関しても宿泊所に比べやや短期で不安定になっているという実態が指摘できる。母数が地方都市の事例が多く、大都市圏で他の選択肢も比較的多いエリアでの宿泊所に比べ、さまざまな生活困窮要因を持つ層をとにかく受け入れている状況があまり出されたとはいえる。

◆使えるハウジング資源の多くない地方都市の現状

- 18 地方都市ではスライド1のように、使える中間ハウジングは、ケア付支援住宅しかない状況であった。しかし2008年のリーマンブラザーズショック後の、反貧困の流れが派遣村の登場により一気に強くなり、地方都市においても、緊急雇用創出基金の利用によって、緊急一時宿泊事業（シェルター事業）が動き始めたことは、脱ホームレス支援に新たな段階をもたらした。端的にいうとシェルター事業が、国の100%負担によって都道府県、政令指定都市によって動かすことができ、非政令指定都市は、都道府県からこの基金の利用を申請することによって使うことができるようになったのである。この事業により地方都市には選択肢が増えたことになった。この流れを整理することにより、宿泊所やケア付支援住宅の機能や果たすべき役割が明確化されたところがある。この点は後述するとして、このシェルター事業の特徴について概観しておきたい。

- 19 2009年度に全国一斉にこの緊急一時宿泊事業が始まり、スライド8のように34自治体、42の宿泊施設を利用して、663人分の居室が確保され、まさにシェルター事業として、利用者は短期間（最長3ヵ月まで）無料で食事付きで一人当たり5,700円前後の額で事業が補助されたのである（2012年度末で、54自治体、156施設、2,752人の定員となっている）。この事業の導入の特徴は、政令指定都市や単独の自治体が始めただけでなく、都府県もその県域全体でカバーするという、埼玉県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、熊本県のような事例も登場し、これらの都府県では、県域のどこかでホームレス状況の人がSOSを発し、近隣の福祉事務所に駆け込んだときに、単独の自治体で行われているシェルター事業があれば、それとも連携しながら、シェルター利用が可能となったのである。

予算的にはホームレス対策の範疇に位置付けられ、これによってホームレス対策の予算は、2008年度までは全国30億円規模で動いていたものが、一気に

- 20 100億円規模に増加することになった。その財源は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）のうちの、「社会的包摂・「絆」再生事業」として賄われたものである。

- 21 大都市自治体、正確には仙台市、東京都23区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、大阪府（2010年度で終了）、北九州市、福岡市、熊本市のみで動いていた直営のホームレス自立支援センターの運営がホームレス対策の中心であった（2012年度末では10自治体、22センター、1,832定員）。それ以外の都市では札幌市や岡山市で民間団体に補助事業として行うホームレス自立支援センターの機能を付加する取り組みが整備されていた。

- 22 上記の都市では、ホームレス支援におけるフルセットの対応が可能になり、スライド9のように、中間ハウジングの選択肢がいくつか用意され、Ⅰ：就労自立+生活自立強、Ⅱ：福祉自立+生活自立強、Ⅲ：福祉自立+生活自立強、Ⅳ：就労自立+生活自立弱などの、さまざまな状況におかれた人々をまがりなりにもカバーできる体制で臨んでいる。

- 23 そしていま注目しているのは、スライド10において強調している緊急一時宿泊事業、いわゆるシェルター事業の導入で、Ⅰ、Ⅱを少しでもカバーできる体制が、大都市圏内都市や地方都市にも導入されたのである。中間ハウジングを利用しての地方都市に打たれたホームレス対策としては初めての、かつ効果的な施策となったのである。ここで効果的という意味合いは、生活保護法の枠組みでしか動けなかった大都市圏、地方の自治体にとって、生活保護費を使わない脱ホームレス支援の道が初めて切り開かれたということを指している。

- 24 この事業は各自治体によって個性が生じている。この個性は当該自治体がある社会資源のありよう、具体的にはそのような社会資源を動かしている民間団体の存在、生活保護費の裁量的な使用に比較的慣れているというような福祉事務所のカラー、自治体トップの強力なガバナンスといった要因に規定されてきている。その結果として次の3つの特色指摘することができる。この3つの特色はエム・アール・アイ リサーチアソシエイツによるホームレス緊急一時宿泊事業の調査（2013年度厚労省社会福祉推進事業）で指摘されている点をもとに、本年度NPOホームレス支援全国ネットワークが実施しているシェルター調査（2014年度厚労省社会福祉推進事業）によって得られた知見を付加している。

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツの調査結果では、シェルター事

25 業に3つの特色を挙げているが、特色1については、1日シェルターや越年、越冬シェルター事業であるため大都市固有の施策として除外する。特色2の生活保護や障がい者手帳などが取れるまでの待機として使っている事例、特色3のホームレス自立支援センターや先進の無料低額宿泊所並みのケア、支援を行っている事例を挙げている点に注目したい。

26 スライド9の模式図でも描いているように、このシェルター事業が入ったことによって次のような流れが新たに生まれたといえる。すなわちホームレス状況の人々のアパート自立に向けて生活保護を打つその前段階にこのシェルターを利用し、生活保護へのスムーズな移行の道をつけたことである。大部分はあまり支障なく生活保護に移行できるⅡのタイプの人々である。この道は福祉事務所段階において、生活保護を措置すれば居宅保護、そして何人かの人はしばらく後に就労への道が開けるといった（Ⅰのタイプ）、出口がはっきりした人に対してつけられるといってよい。これは上述した特色2のパターンであり、ⅠやⅡの層を対象にしてのこの道は、福祉事務所的には比較的処遇しやすいものとなっている。

27 しかしながら出口が見えにくい事例においては、この特色2のシステムでは、シェルター退所後のアフターケアが相当ないと再度生活困窮に、そしてホームレス状況に陥る可能性がある。スライド9で示している、生活自立弱のⅢ、Ⅳの層である。特色3の場合には、シェルター入所時点において出口の見えにくい層に対しても相当なケアを投下し、支援団体に地力があるため、退所後もアフターケアや場合によっては自団体による無料低額宿泊所やケア付支援住宅につなぐケースも見られるが、これは少数事例である。

28 現実において大部分は特色2のケースとなるために、このルートにスムーズに乗れるⅠ、Ⅱの層は別にして、なかなかすぐには出口の見えないⅢ、Ⅳの層に対しては、シェルターの次につながる中間ハウジングとして、本来ならば生活保護施設（地方都市の場合には救護施設）が機能すればよいが、そうした事例は一部であり、無料低額宿泊所かケア付支援住宅を頼りにするしかない。特色3を有さない多くの地域において、こうした中間ハウジングの資源も存在していない。ただ量的にこうした事例の発生がそれほど多くないこともあり、ケースワーカーのアフターケアで対応しているのが実態である。

このシェルター事業の知見からして、シェルター事業がなかった2009年以前において、スムーズに移行できる人も出口がなかなか見えない人も、ケア付支

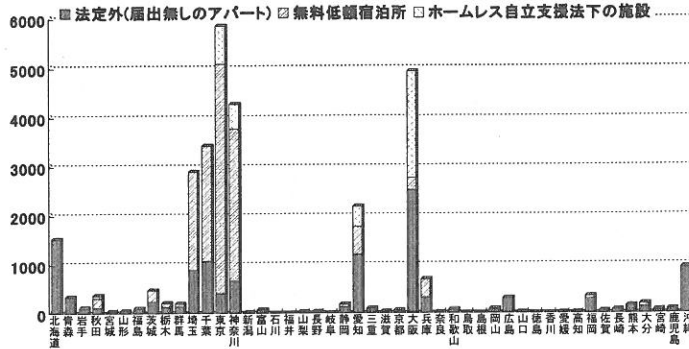
援住宅が引き受けていたことが、改めて確認できる。すなわち事業を行っている団体は、シェルターの機能、ホームレス自立支援センターの機能、無料低額宿泊所の機能と、さまざまな機能を一手に無我夢中で動かしてきたことが明らかにされたといえる。ⅠからⅣまでの全象限のさまざまなタイプの層を引き受けていたということである。

30 スライド10は、そうした状況を中間ハウジング資源のありようから図示したものである。シェルター事業が導入される以前では、ケア付支援住宅には、「ハウジング短期（リスタート）」、「ハウジング短中期（リハビリ+就労支援）」、「ハウジング中期（リハビリ+就労・生活支援）」、「ハウジング中長期（リハビリ+生活支援）」の人々が同居していたのである。登場したシェルター事業は最上段の「ハウジング短期（リスタート）」の層を引き受け、あるいはしばらく生活保護を利用しながら就労復帰に向かう2段目の「ハウジング短中期（リハビリ+就労支援）」層も若干引き受けることができている。しかしすぐにはシェルターからの出口の見えない、あるいは出口が見えない層に関しては、このシェルター事業では対応しがたいところがあり、シェルターからの出口にはスライド10にも示しているが、どうしてもより中・長期の利用に対応できる中間ハウジング、あるいは強力なアフターケアが必要になってくるのである。

31 これは2015年度から全国で施行される生活困窮者自立支援法下において、シェルター事業が一時生活支援事業に移ったところで、出口はこの新法では少なくとも中間ハウジングの観点からは考慮されていない。地方都市においては出口として、ケア付支援住宅が存在しないところには、スライド10の右側の太点線枠内に相当する事例の行き場がないのである。

スライド1 ホームレス自立支援法下の施設、無料低額宿泊所、届出なしアパートの分布（2003年）

宿泊所、ホームレス自立支援、法定外住宅の定員分布 2003年調査	
北海道	1,530
青森	331
岩手	108
宮城	112
秋田	34
山形	51
福島	87
茨城	246
栃木	128
群馬	150
埼玉	885
千葉	1,076
東京	4,000
神奈川	675
新潟	23
富山	68
石川	204
福井	50
山梨	35
長野	32
岐阜	4
静岡	125
愛知	1,207
三重	98
滋賀	8
京都	0
大阪	2,529
兵庫	324
奈良	11
和歌山	67
鳥取	8
徳島	78
高松	310
香川	15
愛媛	1
高知	22
福岡	13
佐賀	299
長崎	43
熊本	79
大分	157
宮崎	129
鹿児島	66
沖縄	83
全国	939
法定外 宿泊所	12
ホームレス	50
合計	14,069
ホームレス	3,564



スライド2 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その1

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		度数	列のN %	度数	列のN %	度数	列のN %
年齢（両カテゴリ：35歳から10歳区分）	35歳未満	27	15.4%	23	6.1%	50	9.0%
	35歳以上～45歳未満	24	13.7%	58	15.3%	82	14.6%
	45歳以上～55歳未満	38	21.7%	78	20.6%	116	21.0%
	55歳以上～65歳未満	53	30.3%	129	34.1%	182	32.9%
	65歳以上	33	18.9%	90	23.8%	123	22.2%
	合計	175	100.0%	378	100.0%	553	100.0%
1-8-b 精神障害	支援開始前に手帳取得	0	0%	2	5%	2	4%
	疑いあり	32	18.3%	30	7.9%	62	11.1%
	支援開始後に手帳取得	3	1.7%	10	2.6%	13	2.3%
	無し	134	76.6%	336	88.5%	470	84.7%
	無回答・不正回答	6	3.4%	2	5%	8	1.4%
	合計	175	100.0%	382	100.0%	557	100.0%
1-8-c 知的障害	支援開始前に手帳取得	1	0.6%	2	5%	3	5%
	疑いあり	26	14.9%	14	3.7%	40	7.2%
	支援開始後に手帳取得	14	8.0%	3	8%	17	3.1%
	無し	127	72.6%	359	94.0%	486	87.3%
	無回答・不正回答	7	4.0%	4	1.0%	11	2.0%
	合計	175	100.0%	382	100.0%	557	100.0%
1-8-d 身体障害	支援開始前に手帳取得	7	4.0%	8	2.1%	15	2.7%
	疑いあり	5	2.9%	13	3.4%	18	3.2%
	支援開始後に手帳取得	2	1.1%	5	1.3%	7	1.3%
	無し	151	86.3%	354	92.7%	505	90.7%
	無回答・不正回答	10	5.7%	2	5%	12	2.2%
	合計	175	100.0%	382	100.0%	557	100.0%

スライド3 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その2

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		度数	列のN %	度数	列のN %	度数	列のN %
1-8-b 精神障害	支援開始前に手帳取得	11	3.3%	12	1.5%	23	2.0%
	疑いあり	77	23.2%	104	13.1%	181	16.1%
	支援開始後に手帳取得	7	2.1%	20	2.5%	27	2.4%
	無し	237	71.4%	657	82.8%	894	79.5%
合計		332	100.0%	793	100.0%	1125	100.0%
1-8-c 知的障害	支援開始前に手帳取得	2	0.6%	8	1.0%	10	0.9%
	疑いあり	44	13.4%	66	8.3%	110	9.8%
	支援開始後に手帳取得	1	0.3%	21	2.6%	22	2.0%
	無し	281	85.7%	700	88.1%	981	87.4%
合計		328	100.0%	795	100.0%	1123	100.0%
1-8-d 身体障害	支援開始前に手帳取得	12	3.7%	19	2.4%	31	2.8%
	疑いあり	13	4.0%	28	3.5%	41	3.7%
	支援開始後に手帳取得	2	0.6%	29	3.7%	31	2.8%
	無し	301	91.8%	713	90.4%	1014	90.8%
合計		328	100.0%	789	100.0%	1117	100.0%

スライド4 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その3
（「パネル調査」も利用）

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		度数	列のN %	度数	列のN %	度数	列のN %
1-8-a アディクション	アルコール	33	19.6%	29	7.7%	62	11.4%
	薬物	2	1.2%	7	1.9%	9	1.7%
	ギャンブル	41	24.4%	21	5.6%	62	11.4%
	その他	6	3.6%	7	1.9%	13	2.4%
	無し	108	64.3%	322	85.6%	430	79.0%
	合計	188	100.0%	376	100.0%	564	100.0%

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		度数	列のN %	度数	列のN %	度数	列のN %
1-8-a アディクション	アルコール	97	29.4%	89	11.3%	186	16.7%
	薬物	18	5.5%	7	0.9%	25	2.2%
	ギャンブル	52	15.8%	57	7.3%	109	9.8%
	その他	4	1.2%	5	0.6%	9	0.8%
	無し	190	57.6%	641	81.6%	831	74.5%
	合計	330	100.0%	786	100.0%	1116	100.0%

スライド5 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その4

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		床数	列のN%	床数	列のN%	床数	列のN%
直前居住とコンタクトの割合	野宿、アウトリーチ	35	20.6%	77	20.8%	112	20.7%
	野宿、施設系	0	0%	1	.3%	1	.2%
	野宿、福祉事務所	27	15.9%	80	21.6%	107	19.8%
	野宿、その他レファ	10	5.9%	6	1.6%	16	3.0%
	野宿、本人	10	5.9%	21	5.7%	31	5.7%
	非野宿、アウトリーチ	7	4.1%	7	1.9%	14	2.6%
	非野宿、施設系	3	1.8%	9	2.4%	12	2.2%
	非野宿、福祉事務所	38	22.4%	145	39.1%	183	33.8%
	非野宿、その他レファ	29	17.1%	17	4.6%	46	8.5%
	非野宿、本人	11	6.5%	8	2.2%	19	3.5%
	合計	170	100.0%	371	100.0%	541	100.0%
	3歳以下	18	10.3%	14	3.7%	32	5.7%
	4～5歳以下	33	18.9%	59	15.4%	92	16.5%
	6～7歳以下	18	10.3%	54	14.1%	72	12.9%
支援メニュー数（再カテゴリー）	8～10歳以下	28	16.0%	68	17.8%	96	17.2%
	11歳以上	78	44.6%	187	49.0%	265	47.6%
	合計	175	100.0%	382	100.0%	557	100.0%
入居期間（再カテゴリー）	1ヶ月未満	24	13.8%	40	10.8%	64	11.6%
	1ヶ月以上～3ヶ月未満	29	16.7%	56	15.2%	85	15.7%
	3ヶ月以上～半年未満	44	25.3%	52	14.1%	96	17.7%
	半年以上～1年未満	43	24.7%	65	17.6%	108	19.9%
	1年以上～2年未満	26	14.9%	101	27.4%	127	23.4%
	2年以上～3年未満	4	2.3%	21	5.7%	25	4.6%
	3年以上～5年未満	3	1.7%	15	4.1%	18	3.3%
	5年以上	1	.6%	19	5.1%	20	3.7%
	合計	174	100.0%	369	100.0%	543	100.0%

スライド7 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その6（「パネル調査」も利用）

		宿泊所の種類					
		ケア付住宅		宿泊所		合計	
		床数	列のN%	床数	列のN%	床数	列のN%
3-8 2012年3月31日時点の就労状況	就労	52	20.7%	134	22.4%	186	21.9%
	非就労	198	78.9%	428	71.7%	626	73.8%
	不明	1	.4%	35	5.9%	36	4.2%
	合計	251	100.0%	597	100.0%	848	100.0%
3-8 2012年3月31日時点の就労期間	～3ヶ月	13	27.1%	8	6.2%	21	11.9%
	3～6ヶ月	7	14.6%	9	7.0%	16	9.0%
	6ヶ月～1年	11	22.9%	21	16.3%	32	18.1%
	1年～	16	33.3%	75	58.1%	91	51.4%
	不明	1	2.1%	16	12.4%	17	9.6%
	合計	48	100.0%	129	100.0%	177	100.0%
3-10 入居後から2012年3月31日までの最長就業継続期間	非就労	181	76.4%	401	68.4%	582	70.7%
	～3ヶ月	18	7.6%	22	3.8%	40	4.9%
	3～6ヶ月	9	3.8%	14	2.4%	23	2.8%
	6ヶ月～1年	9	3.8%	23	3.9%	32	3.9%
	1年～	18	7.6%	77	13.1%	95	11.5%
	不明	2	.8%	49	8.4%	51	6.2%
	合計	237	100.0%	586	100.0%	823	100.0%

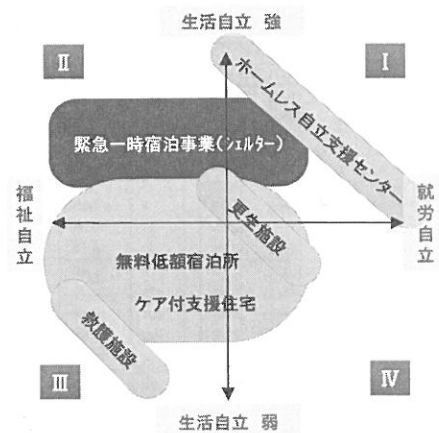
スライド6 2012年度「入居者調査」によるケア付支援住宅と無料低額宿泊所のデータ比較 その5

		2012年度調査					
		ケア付住宅		宿泊所の種類		合計	
		床数	列のN%	床数	列のN%	床数	列のN%
年齢（再カテゴリー：35歳から10歳区分）	35歳未満	22	6.6%	37	4.8%	59	5.2%
	35歳以上～45歳未満	35	10.5%	74	9.3%	109	9.6%
	45歳以上～55歳未満	60	18.0%	115	14.4%	175	15.5%
	55歳以上～65歳未満	115	34.5%	318	39.8%	433	38.3%
	65歳以上	101	30.3%	254	31.8%	355	31.4%
	合計	333	100.0%	798	100.0%	1131	100.0%
継続入居と移行先	継続入居	241	78.5%	495	68.5%	736	71.5%
	住居移行	44	14.3%	158	21.9%	202	19.6%
	施設移行	8	2.6%	48	6.6%	56	5.4%
	失踪・死亡・その他	14	4.6%	22	3.0%	36	3.5%
	合計	307	100.0%	723	100.0%	1030	100.0%
入居期間：通所者（再カテゴリー）	半年未満	14	23.0%	22	9.7%	36	12.5%
	半年以上～1年未満	18	29.5%	40	17.7%	58	20.2%
	1年以上～2年未満	19	31.1%	64	28.3%	83	28.9%
	2年以上～3年未満	6	9.8%	49	21.7%	55	19.2%
	3年以上～5年未満	1	1.6%	31	13.7%	32	11.1%
	5年以上	3	4.9%	20	8.8%	23	8.0%
入居期間（再カテゴリー）	合計	61	100.0%	226	100.0%	287	100.0%
	半年未満	0	.0%	0	0%	0	0%
	半年以上～1年未満	0	.0%	0	0%	0	0%
	1年以上～2年未満	39	21.7%	58	11.9%	97	14.5%
	2年以上～3年未満	59	32.8%	129	26.4%	188	26.1%
	3年以上～5年未満	59	32.8%	166	33.9%	225	33.6%
	5年以上	23	12.8%	136	27.8%	159	23.8%
	合計	180	100.0%	469	100.0%	669	100.0%

スライド8 2009年度 緊急一時宿泊事業実施自治体一覧 42か所 663人

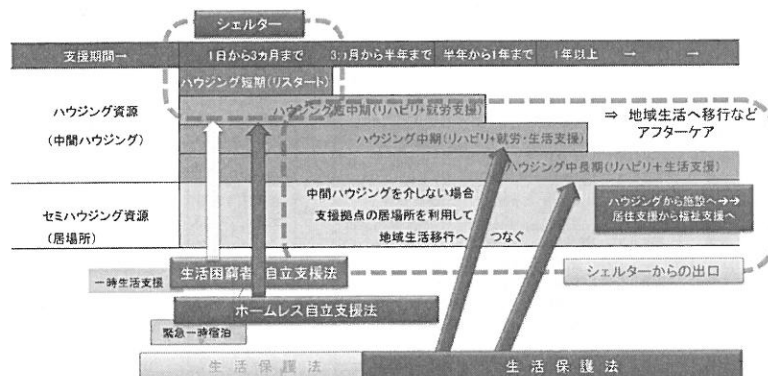
札幌市 施設数 1カ所 定員 20人	東京都 施設数 5カ所 定員 150人	愛知県 施設数 2カ所 定員 3人	京都府 施設数 4カ所 定員 7人	和歌山市 施設数 1カ所 定員 10人
仙台市※ 施設数 1カ所 定員 10人		名古屋市 施設数 2カ所 定員 138人		岡山市 施設数 1カ所 定員 8人
前橋市※ 施設数 1カ所 定員 2人	横浜市※ 施設数 2カ所 定員 30人	岡崎市 施設数 1カ所 定員 21人	京都市 施設数 3カ所 定員 5人	倉敷市 施設数 1カ所 定員 4人
埼玉県 施設数 1カ所 定員 10人	新潟市 施設数 1カ所 定員 10人	春日井市 施設数 1カ所 定員 5人	大阪府 施設数 1カ所 定員 3人	下関市※ 施設数 1カ所 定員 24人
さいたま市 施設数 1カ所 定員 14人	施設数 1カ所 定員 8人	雲南市 施設数 1カ所 定員 5人	大阪府 施設数 4カ所 定員 4人	熊本県 施設数 1カ所 定員 7人
千葉市※ 施設数 1カ所 定員 5人	施設数 1カ所 定員 5人	安城市 施設数 3カ所 定員 30人		熊本市 施設数 1カ所 定員 3人
船橋市※ 施設数 1カ所 定員 10人	施設数 1カ所 定員 3人	小浜市 施設数 1カ所 定員 3人	高槻市 施設数 1カ所 定員 1人	那覇市 施設数 1カ所 定員 18人
			兵庫県※ 施設数 2カ所 定員 20人	石垣市 施設数 1カ所 定員 4人

スライド9 対象者の自立度の布置(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)からみた中間ハウジングの位置取り



大都市は、この中間ハウジングの前後にさらに、
◆アウトリーチ ◆アフターケアが用意される→フルセット型

スライド10 3法によるカバー領域と、シェルターの出口となる中間ハウジングの役割



第12章 日韓の社会的企業が取り組む居住福祉問題

水野 有香

住まいの貧困という問題

日本では、非正規雇用等の不安定な働き方が広がる中で、貧困や格差といった問題が可視化されてきている。生活の基盤となる住居の問題は貧困と直結しており、高齢者だけでなく、若い世代においても安定した住まいを持っていない人が増えるなど深刻化している。路上生活者、ネットカフェ・ファーストフード店などの深夜も営業している店や友人宅を渡り歩くホームレス状態の人々のみならず、住所があっても「脱法ハウス」などで安心・安定して住まうことができない人々もまた「住まいの貧困」問題を抱える層である。

くわえて、その予備軍も少なくない。年金の少ない単身高齢者は、ひとたび住まいを失えば次の住まいを借りようとしても入居拒否に遭いやすい。また、非正規雇用等で年収が低い若年層では、親と同居して貧困を回避しているケースも多く、その基盤が崩れれば同じ問題を抱える。

同様の現象は、東アジア諸国においても見られる。本章では、居住福祉の向上に取り組む日本と韓国の社会的企業の視点からこの問題を考えたい。

社会的企業を取り巻く各国の環境

①日本

社会的企業とは何か。一般的には、NPOや協同組合等の非営利組織を指すと考えられているが、株式会社の形態をとっている組織もあり、その定義は国や組織によって異なっている。とはいえ共通するのは、社会的課題の解決に取り組むことを事業活動のミッションとする「社会性」と、収益を上げながらこれらの課題を解決する「事業性」を兼ね備えているという点である(みずほ総合研究所 2010: 1)。

社会的企業に関する法的根拠がない日本では、その定義は個別的かつ流動的であるが、協同組合運動や障がい者運動などを通じて1970年代から着実にその基盤が築かれてきた。

また、日本では長らくサードセクターの事業体は浸透してこなかったが、近

A団体

IN	OUT	利用期間
2007/5保護	2010/2病死	34
2007/9保護	2009/4病死	20
2007/12転居	2009/7転居	20
2007/12転居	2008/5転居	6
2008/1転居	2010/6病死	30
2008/1保護	2012/5転居	53
2008/4保護	2008/9逮捕	6
2008/12保護	2009/9転居	10
2009/3保護	2009/12転居	10
2009/5保護	2010/1転居	9
2009/7転居		57
2009/10/転居		54
2010/4転居		48
2010/5保護	2010/10逮捕	6
2010/12保護		40
2011/8転居	2011/11逮捕	4
2012/2転居		26
2012/2転居		26
2012/3転居		27
2012/10/転居		18
2012/12転居	2013/3転居	4
2012/12/保護		16
2013/5転居		11
2013/8転居		8
2013/11転居	2013/11転居	1
2014/1転居		3
自立以外		21.0
N		26

ヶ月

B市C区にある2階建ての賃貸アパート 4.5畳以上、共同ダイニングやキッチンスペースと
 生活保護施設は使えていない、他団体のシェルターや届出なしの支援付住宅あり
 ホームレス自立支援関連の施設や無料低額宿泊所はない
 シングルトラックの都市

転居 IN : A団体に保護され、別アパート等に入居後、当該アパートへ転入するケース。

OUT: 高齢者施設等の福祉施設へ転居するケース。

逮捕 入居中に万引き等で逮捕され、起訴され、アパートに戻ってこれなくなったケース。

病死 病気で入院し、死亡するケース。

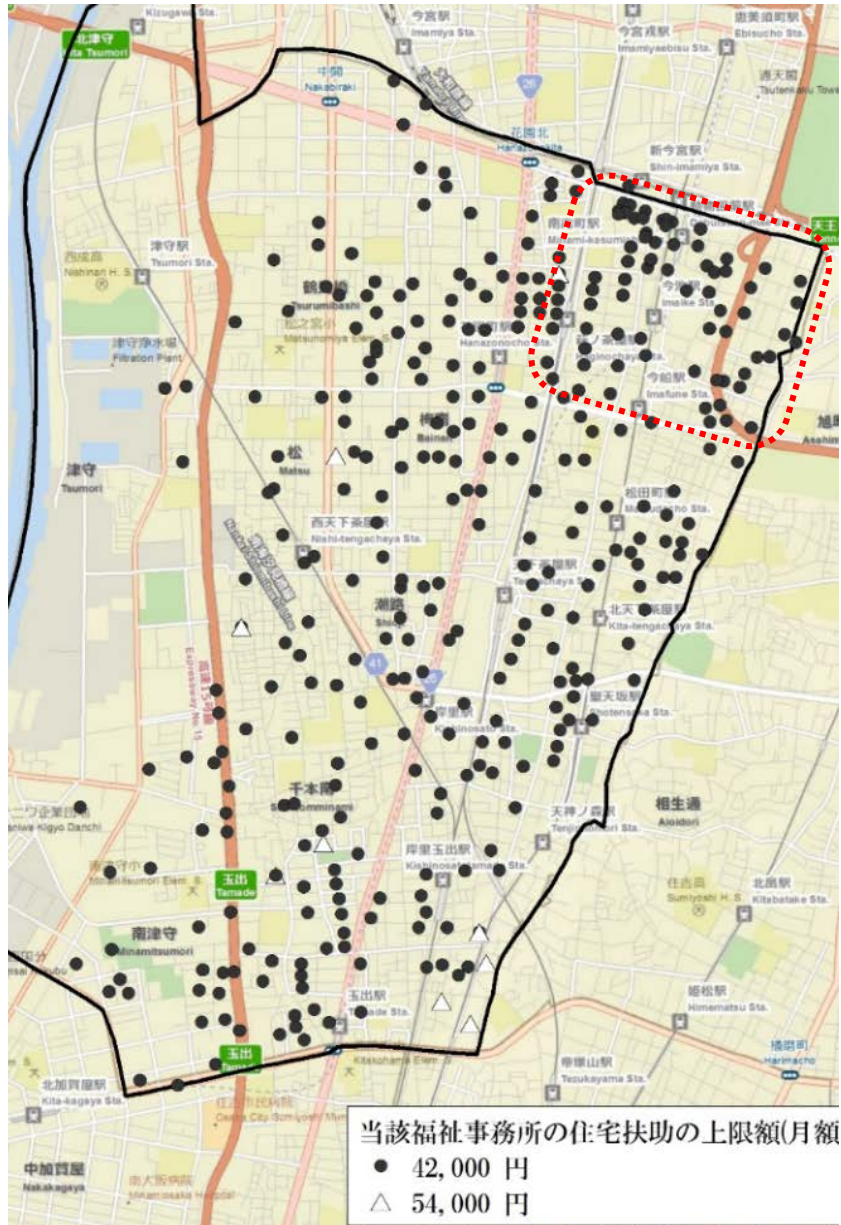
管理

金錢管理

金錢管理



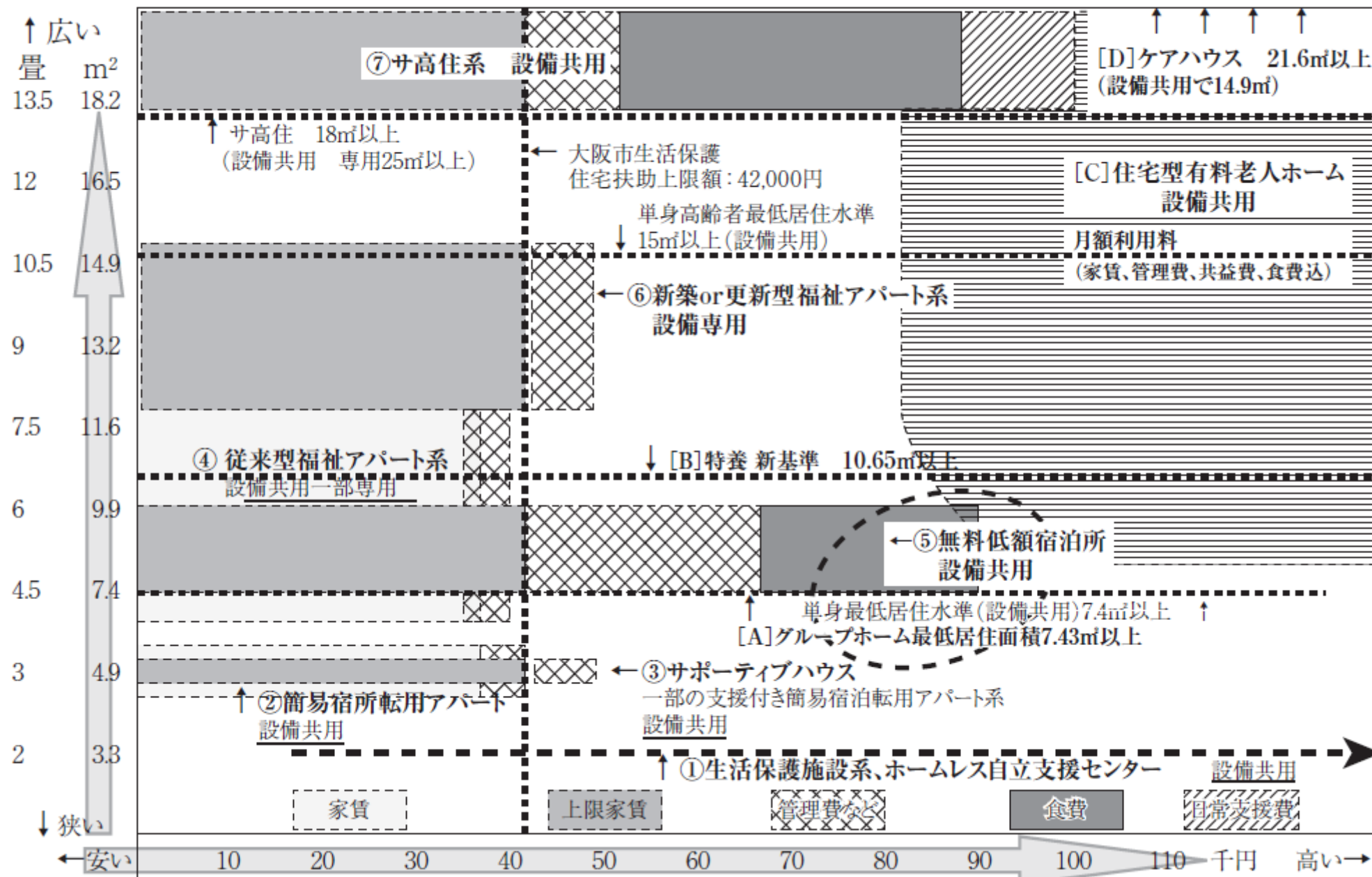
2012年



◆独自調査にもとづく生活支援付き住宅における生活保護受給の実態 2005年から2015年

生活支援付き住宅1	大阪市（西成区以外）	西成区
入居者像	8割男性単身	ほぼ男性単身
開始理由	共通して、傷病、市内転入、市外転入で半数、あとは種々の理由	
廃止理由	死亡、失踪で5割、市内転出2.5割	死亡、失踪で6割、市内転出1割強
開始世帯類型	共通して、単身高齢が過半数、あとは単身その他、単身傷病、単身障害と続き、単身がほとんど	
居住形態＊ 含 施設・病院もある	賃貸マンションで6割	木造賃貸、賃貸マンションが拮抗してあわせて半数
処遇方針	疾病が多い	
年齢層	55歳から74歳で半数	55歳から74歳で3分の2
住宅扶助上限	7割上限	5割上限

図3 居住スペースと負担額の関係から整理したハウジング資源の位置づけ



大阪における生活困窮／ホームレス状況の人々をめぐる
ハウジング調査の系譜とその展開

水内 俊雄 (大阪市立大学)・白波瀬 達也 (関西学院大学)・
キーナー ヨハネス (大阪市立大学)・コルナトウス キエラルド (大阪市立大学)

13号、2014年より

社会資源の比較

		救護施設		更生施設		宿所提供施設		無低			生困	
自治体	人口	施設数 2017	定員数 2017	施設数 2017	定員数 2017	施設数 2017	定員数 2017	施設数 2015	入所者数 2015	入所者の うち被保 護者数 2015	住居確保 2017	一時生活 2017
仙台市	1082185	2	250	0	0	0	0	25	249	177	28	128
東京23区※	13513734	8	725	11	890	6	460	161	4069	3779	873	1707
横浜市	3726167	3	420	3	186	0	0	44	1319	1218	74	868
川崎市	1475300	1	86	0	0	0	0	20	733	708	80	666
名古屋市	2296014	2	188	2	172	1	120	20	743	723	105	282
京都市	1474570	0	0	1	30	0	0	2	22	22	24	217
大阪市	2691742	9	848	2	110	0	0	9	278	144	79	10579
北九州市	961815	3	250	0	0	0	0	1	28	25	95	61
福岡市	1538510	1	50	0	0	0	0	1	60	58	75	510
※東京23区分のみ東京都の値を利用												

- 更生施設なし：仙台、川崎、北九州、福岡
- 宿所提供施設あり：東京23区、名古屋
- 無低をシステムに組み込む：仙台、京都、北九州、福岡

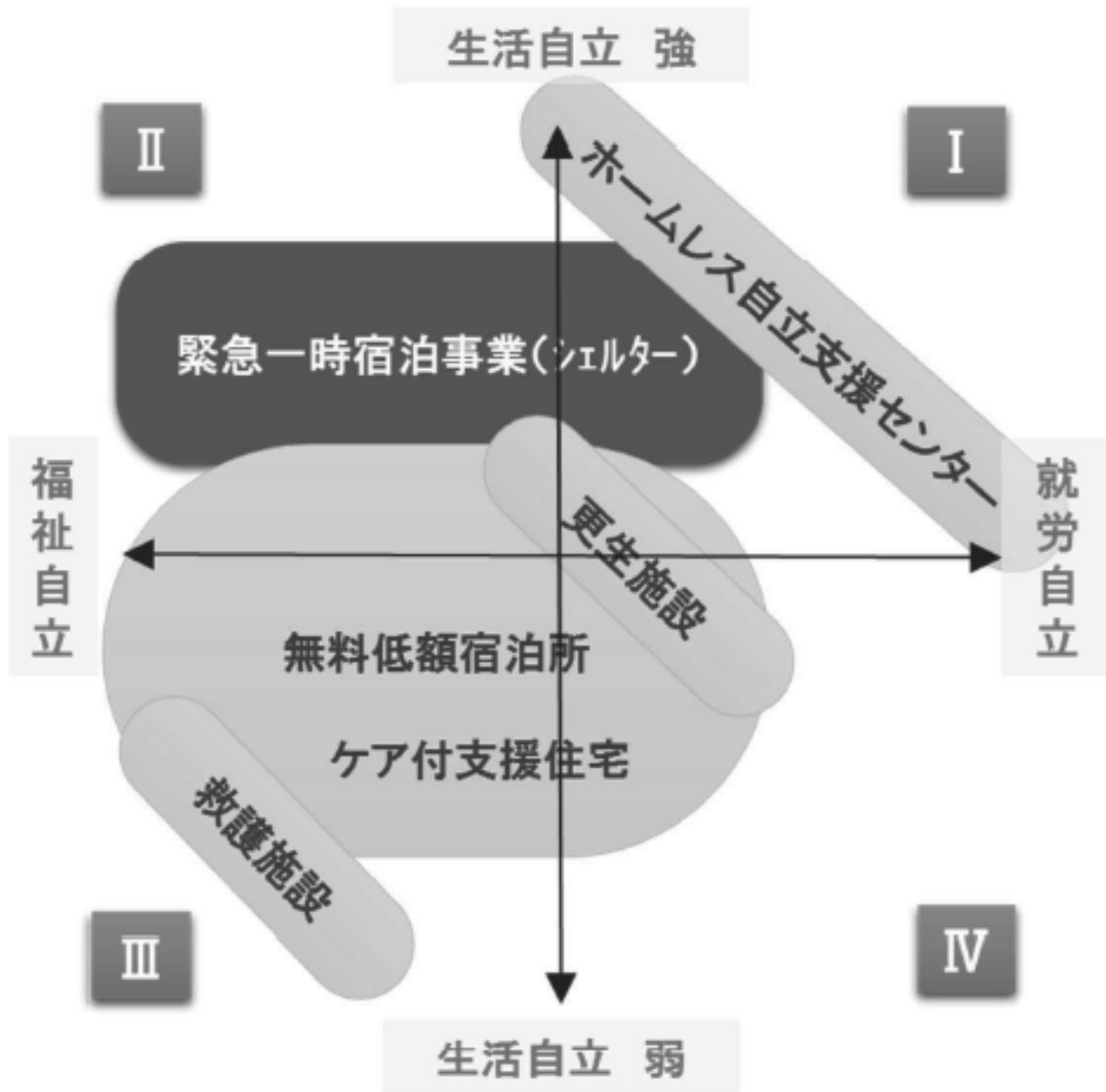


図 V-3 ホームレス支援のフルセット型の大都市モデル

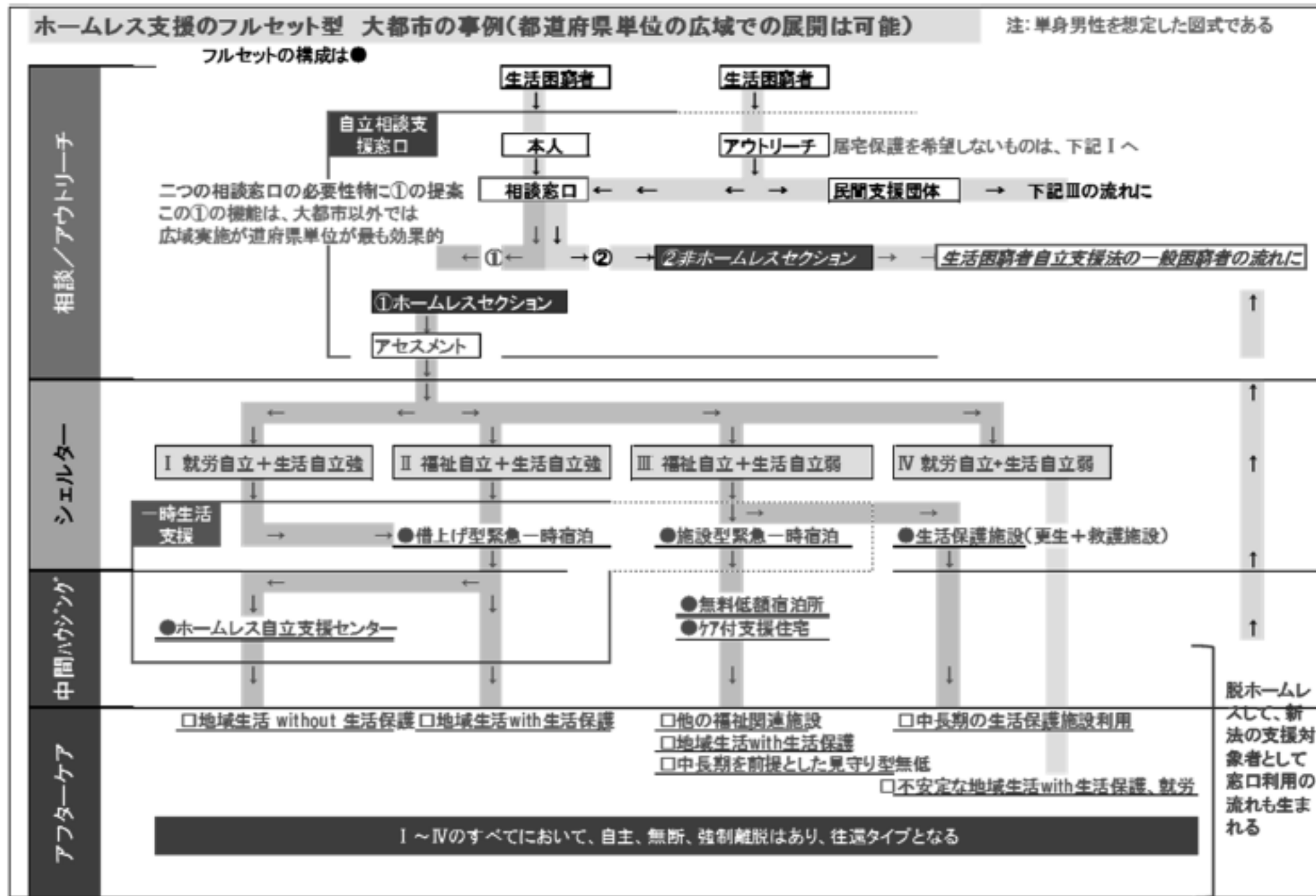


図 V-5 ホームレス支援の大都市周辺・地方都市モデル

大都市周辺および地方都市型(広域連携を想定しない単独自治体で生じるであろうフロー)

注: 単身男性を想定した図式である

